

講義録レポート

講義録コード 06-13-9-101-05

講 座	社会保険労務士	テーマ	上級本科生で合格を勝ち取る学習法
目標年	2013年合格目標		～受験経験者のためのステップアップ学習法～
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	高橋 比沙子 先生	講義録 枚数	1 枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	3 枚

配布教材	・上級本科生で合格を勝ち取る学習法 (3枚)
備考	

社 労 士 講義録	科目 上級本科学び 合格を勝ち取る 学習法	コース 無料公開セミナー	回数	1
-----------	-----------------------------	--------------	----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 高橋(比)先生
-----	--	--------------------------------------	------------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	(上級本科) 基本 : 応用 8 2 (特色) { ・ ボリューム ・ スピード ・ 演習量

【上級本科生で合格を勝ち取る学習法】

1. 本試験の合格レベル

基礎的知識で解けるもの (◎) ≪知識型≫
(見たことがある問題)

応用問題 (△) { やや細かい知識を問うもの ≪知識型≫
基本的知識から推論、読解力で解ける問題 ≪推論型≫
難問 (細かい知識) (●) ≪知識型≫

(平成 24 年度択一式分析)
◎45 問 △19 問 ●6 問 (TAC 分析による)

(平成 24 年度選択式分析)
◎28 問 △9 問 ●3 問 (TAC 分析による)

2. 対策のポイント (受験経験者の学習法)

- (1) 法律の特色に応じた対策をとる
- (2) 基本知識の定着
- (3) 推論力

3. 基本知識の定着

{
・ 条文
・ 定義
・ 制度趣旨
}

理解→記憶

(1) 制度趣旨から理解する

(例) 労働基準法第 26 条 (休業手当) の趣旨

民法 536 条 2 項

債権者 (使用者) の責に帰すべき事由によって労働者が債務 (労働債務) を履行できない場合

↓

労働者は賃金債権を失わない

↓ BUT

{
・ 合意で排除可
・ 使用者の故意、過失必要 (狭い)

↓

休業手当の規定 (労基)

(参考条文)

民法 536 条 2 項

債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

例題（平成 24 年択一間 1－C）

最高裁判所の判例によると、労働基準法第 26 条の「使用者の責めに帰すべき事由」は、取引における一般原則たる過失責任主義とは異なる観点をも踏まえた概念といふべきであって、民法第 536 条第 2 項の「債権者の責めに帰すべき事由」よりも広く、使用者側に起因する経営、管理上の障害を含むものと解するのが相当であるとされている。（○）

（2）点の知識を線の知識にする

（例）

労基法 40 条

別表第 1 号から 3 号まで、第 6 号及び第 7 号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第 32 条から第 32 条の 5 までの労働時間及び第 34 条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定め※をすることができる。ただし、この別段の定めは、労働基準法で定める基準に近いものであって、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

※ 例

則 25 条の 2、1 項→1 週間の法定労働時間 44 時間

則 31 条→一斉付与の例外（労使協定がなくても休憩を一斉に与えないことができる）

労基法 60 条 1 項

第 32 条の 2 から第 32 条の 5 まで（変形労働時間）、第 36 条（労使協定による時間外及び休日労働）及び第 40 条（労働時間及び休憩の特例）の規定は、満 18 才に満たない者については、これを適用しない。

4. 推論力を高める（問題の解き方を習得する）

例題（平成 24 年度 選択 問 5）

1. 社会保険労務士法第 17 条第 2 項では、「社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る。）で A につき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申請書等が労働社会保険諸法令に従って作成されていると認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その審査した事項及び当該申請書等が労働社会保険諸法令の規定に従って作成されている旨を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に B することができる。」と規定されている。

この規定によって、社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、厚生労働省令で定める申請書等の表面の欄外余白（当該申請書等の表面欄外余白に記載することが適当でないときは、その裏面の欄外余白）に審査事項等を B することができることとなった。

なお、社会保険労務士法施行規則第 13 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める申請書等には、C 等がある。

2. 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額等厚生労働大臣が定める事項を記載し、関係書類とともに帳簿閉鎖のときから D 保存しなければならない。

なお、この帳簿の備付け（作成）義務に違反した場合及び保存義務に違反した場合は、E に処せられる。

選択肢

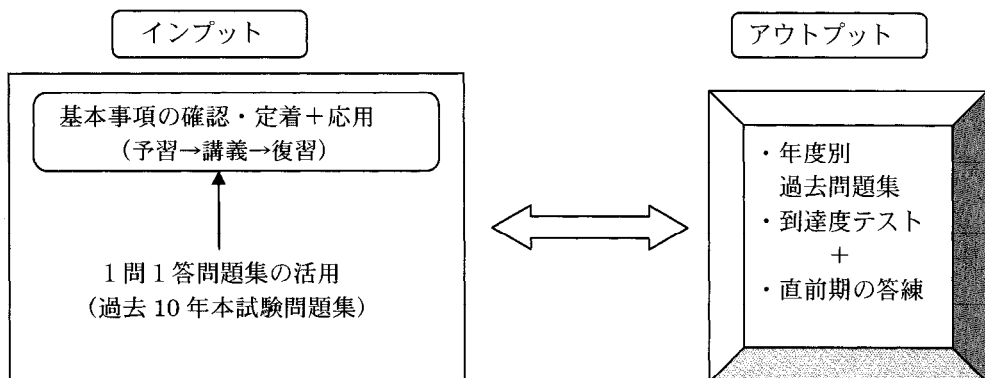
- ① 1年間 ② 2年間 ③ 3年間 ④ 5年間
 ⑤ 30万円以下の罰金 ⑥ 100万円以下の罰金
 ⑦ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 ⑧ 3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
 ⑨ 記名押印 ⑩ 行政指導後作成したもの ⑪ 掲出
 ⑫ 健康保険新規適用事業所の届出 ⑬ 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
 ⑭ 出産手当金請求書 ⑮ 障害基礎年金・障害厚生年金請求書
 ⑯ 他人の作成したもの ⑰ 提出代行者として作成したもの
 ⑱ 摘記 ⑲ 付記 ⑳ 自ら作成したもの

《解答》

- A ⑯他人の作成したもの B ⑲ 付記
 C ⑬ 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 D ② 2年間
 E ⑥ 100万円以下の罰金

5. 上級本科のカリキュラム

① スタート時点から応用+アウトプット



② ハイレベルテキストで実践的学習

《構成》 条文、解説、POINT ⇐ 本試験問題合格レベル

+
参 考 (上乘せ知識)

《特色》

- ・ ランク分け
- ・ 法改正の表示
- ・ 過去問10年分の出題箇所を表記 (過去問番号記載)